

石巻市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査（令和3年1月分・2月分）の結果について、石巻市監査基準（令和2年石巻市監査委員訓令第3号）第24条第2項の規定により、別添のとおり公表します。

令和3年5月18日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

2 石 監 第 1 号  
令和3年5月13日

石巻市長 齋 藤 正 美 殿

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

例月現金出納検査の結果について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果を次のとおり提出します。

ついては、当該検査の結果に基づき、又は当該検査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を令和3年6月14日（月）までに通知願います。

#### 記

- 1 検査の対象 石巻市会計管理者所管の一般会計、特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各種基金及び歳入歳出外現金に係る現金出納状況
- 2 検査の範囲 令和3年2月分(ただし、下水道事業会計は、令和3年1月分を含む。)
- 3 検査の期日 令和3年3月22日
- 4 検査の場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 検査の結果
  - (1) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、執行状況は適正と認めました。
  - (2) 各会計等に係る現金出納状況は、2月末日現在会計諸帳簿と照合した結果、それぞれ符合し適正と認めました。
  - (3) 下水道事業会計（令和3年1月分・2月分）について不適当と認め、別紙記載のとおり指摘します。また、指摘事項以外の事項については、別途指導しました。

(別紙)

指摘対象部局：建設部（下水道管理課）

1 指摘事項 下水道使用料に係る経理と債権管理について

2 指摘内容

本来、総勘定元帳の令和3年1月末と令和3年2月月初の各勘定の残高は合致するが、令和3年2月月初の営業未収金（未収下水道使用料）、営業収益（下水道使用料）及び仮受消費税の残高が、1月末の当該各勘定の残高よりそれぞれ615,721円、559,749円、55,972円多い（下表参照）。

下水道使用開始届前の未届期間の下水道の使用が判明した場合は、その時点で未届期間分の下水道使用料を調定し、必要な経理や収納手続を要するが、適時に経理せず、未届期間分の下水道使用料の収納を待って、本来、経理をすべきであった時期（具体的には令和2年7月13日、9月16日、10月13日及び12月2日）に遡及して処理したため、上記の乖離が生じたものである。

また、このような処理は、収納がなければ経理しないことになり、下水道使用料に係る未収金や収益が計算書類に正確に反映されないことになる。

上記の処理は、正規の簿記の原則（地方公営企業法施行令第9条第2項）に反し、また、債権管理上も不適當である。

今後は、適切な時期に経理し、いたずらに遡及しないこと。

また、計算書類に未計上の未収下水道使用料を直ちに計上するとともに、適切に債権管理すること。

(単位：円)

勘定区分	①1月月末	②2月月初	③差(②-①)
営業未収金 (未収下水道使用料)	10,632,500	11,248,221	615,721
営業収益(下水道使用料)	1,348,146,834	1,348,706,583	559,749
仮受消費税	135,551,003	135,606,975	55,972

※上記営業未収金③615,721円は、過年度随時賦課の下水道使用料に関するものである。